

役員等報酬規程

(社会福祉法人遠淡海会)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠淡海会定款第8条、第21条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(役員等) ^

第2条 役員等とは次の者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 相談役

(役員等の報酬等)

第3条 役員等の報酬等は、費用弁償のうち日当として支給されるものを除き、当分の間支給しない。

- 2 理事に対して支給する報酬等の各年度の総額は、500,000円を超えない額とする。
- 3 監事に対して支給する報酬等の各年度の総額は、350,000円を超えない額とする。
- 4 相談役に対して支給する報酬等の各年度の総額は、200,000円を超えない額とする。

(費用弁償)

第4条 役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。ただし、施設長等の職員が役員等を兼ねる場合は支給しない。

2 費用弁償の種類及び支給額

種類	支給額	備考
交通費	実費相当額	
日当 (1日につき)	5,000円	役員等の日当が税法上給与所得としてみなされる場合は、左欄の額に源泉所得税額を加えた額をもって日当の支給額とする。
宿泊料	実費相当額	

3 費用弁償に関し本条に定めのない事項については、社会福祉法人遠淡海会旅費規程の定めるところによる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃については評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年6月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和元年6月23日から施行する。

附 則

改正後の規程は、令和3年2月11日から施行する。